様式第27(第7条の3関係)

事故発生状況報告

年4月1日分から
年3月31日分まで

事業者名
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
電気通信設備統括管理者の氏名
電気通信主任技術者の氏名

発生年月日及び時刻	復旧年月日及び時刻	影響を与えた地域	影響を与えた利用者数	主な発生原因	設備の管理工程	故障設備	措置模様	備考	影響を与えた電気通信役務の区分	影響を与えた電気通信役務			

注1　電気通信設備統括管理者の氏名は、電気通信設備統括管理者の選任を必要としない場合又は報告に係る全ての事故が電気通信設備統括管理者が管理する事業用電気通信設備以外の設備の故障等が原因で発生した場合には、記載を要しない。

2　電気通信主任技術者の氏名は、電気通信事業法第45条第1項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合には、電気通信主任技術者規則(昭和60年郵政省令第27号)第3条の2第1項又は第2項の規定により配置する者の氏名を記載すること。

3　電気通信主任技術者の氏名は、電気通信主任技術者の選任を必要としない場合又は報告に係る全ての事故が電気通信主任技術者が管理する事業用電気通信設備以外の設備の故障等が原因で発生した場合には、記載を要しない。

4　「影響を与えた地域」の欄は、「全国(一の都道府県及びそれに隣接する都道府県の区域を超える地域を含む。)」、「一の都道府県及びそれに隣接する都道府県の区域を超えない地域」、「一の都道府県の区域を超えない地域」、「一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)及びそれに隣接する市町村の区域を超えない地域」、「一の市町村の区域を超えない地域」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。

5　「影響を与えた利用者数」の欄は、実数又は実数の把握が困難な場合には、契約者数等を用いた合理的な方法により算出した概数を記載すること。

6　「主な発生原因」の欄は、「自然故障」、「ソフトウェア不具合」、「異常トラヒック」、「人為要因」、「他の電気通信事業者の事故による要因(卸電気通信役務を提供する電気通信事業者、接続先の電気通信事業者、その他)」、「停電(通常受けている電力の供給の停止)」、「自然災害」、「火災」、「第三者要因(道路工事による断線、車両による断線、その他)」、「送信型対電気通信設備サイバー攻撃」、「不明」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。

7　「設備の管理工程」の欄は、「設計」、「工事」、「維持・運用」又は「不明」の

中から該当するものを全て記載すること。

8　「故障設備」の欄は、「電源」、「回線交換設備」、「伝送路設備(専用線・ダークファイバ、海底ケーブル、その他)」、「伝送交換設備(L2SW、L3SW・ルータ、基地局制御装置、中継・制御装置、網終端装置、その他)」、「サーバ(認証・呼制御サーバ、アプリケーションサーバ、その他)」、「付属設備」、「不明」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。

9　「措置模様」の欄は、「ハードウェア交換」、「ハードウェア修復」、「ソフトウェア修正(設定変更、バージョンアップ、その他)」、「ケーブル修復」、「系切替え」、「設備の再起動」、「他事業者にて対応」、「自然復旧」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。

10　注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。

11　「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第58条第2項第1号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。

12　「影響を与えた電気通信役務」の欄は、施行規則様式第4による電気通信役務の種類の中から該当するものを全て記載すること。

13　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。